

ライフスタイルの変化を踏まえた税制改正を

近年、わが国の社会・経済は著しい構造変化を遂げ、雇用の流動化や働き方の多様化が進んでいる。

平成28年度与党税制改正大綱では、基本的考え方の中で、結婚や出産をする経済的余裕

がない若者が増えており、生活を支えるために夫婦とも働く世帯が増加しているなど、働き方にも大きな変化が生じているとし、少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点から、個人所得課税の見直しに向けた検討を行うこととされた。その一環として、人的控除等につい

ては、働きたい女性が就業調整を行うことを意識しなくても済むような仕組みを構築する方向で検討を進めることが明示された。

しかし、28年度税制改正においては、人的控除等の見直しは棚上げとなり、具体的な法改正には至らなかった。

全国女性税理士連

盟は、国内唯一の女性税理士の全国組織として、数々の税制改正要望を行ってきた。本年5月には、各党の国会議員

と面談し、消費税および所得税に関する改正要望を行ったところである。消費税につい



滝澤 多佳子

全国女性税理士連盟
会長

ては、現下の経済情勢を踏まえ消費税の増税と軽減税率の導入に反対する要望を、また所得税については、配偶者控

除廃止・基礎控除引き上げおよび所得税法第56条廃止の要望を行った。

配偶者控除等に関する要望は、控除の見直しにより、就業調整への意識を転換し働きやすい環境整備を進めることで、主に女性の経済力の強化と自立を目指すものである。

また、所得税法第56条に関する要望については、夫婦など同一生計親族に支払った対価は必要経費に算入せず、またこれを受け取った側の所得としないとする本規定が、もはや時代にそぐわないものになっている点を指摘し、廃止を要望するものである。

改正要望にあたっては、まず56条の意義を説明することから入るが、理解されるまで

に相当の時間を要する。税務専門家以外には、理解が困難な条文であることを実感する。

そもそも本規定は、シャープ勧告を受けて昭和25年に個人単位課税が採用される際、家族構成員間の所得分散による租税回避行為を防止するため（いわゆる「要領のよい納税者」に対抗して）、個人単位課税の例外として設けられたものである。

制定当時は、家族一丸となつて家業を経営することが主流（昭和25年の女子就業者の61・3%は家族従業者）であったが、現在は、女性の社会進出が顕著となり、家族従業者が減少する一方、夫婦ともに独立した事業者として活躍するケースも多くなっている。

化、多様化する中、同一生計親族間の対価の支払いであっても、適正な対価が支払われている限り経費性を認め、また受け取る側ではその対価を評価して所得を構成するとすべきではないだろうか。適正対価を税制上評価することは、財産形成の機会を保障することにもつながる。

本規定を巡っては、弁護士、税理士等専門職に就く夫妻間の報酬の必要経費算入についての訴訟が、最高裁で棄却されて以後、議論が沈静化したきらいがある。しかし、再度この規定に焦点を当て、現代の社会に合致したものへと変えていく必要があると思われる。女性活躍、一億総活躍社会を目指すためにも、ライフスタイルの変化に即した税制の整備が望まれる。

家族の就労形態が大きく変